

横浜市川島町公園こどもログハウス事業計画書

平成 25 年 2 月 28 日

団 体 名	一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会		
代 表 者	橋本 淳	団体設立年月日	平成 23 年 6 月 15 日
団体所在地	〒240-0052 横浜市保土ヶ谷区西谷町 747-8-102		
連 絡 先	Tel 045-370-5231 Fax 045-370-5230		
運営する施設名	施設種別	施設所在地	運営期間
ほどがや地区センター	地区センター	保土ヶ谷区天王町 1-21	始 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
初音が丘地区センター	地区センター	保土ヶ谷区藤塚町 15-1	始 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
桜ヶ丘コミュニティハウス	コミュニティハウス	保土ヶ谷区岩崎町 15-30	始 平成 11 年 5 月 15 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
川島町公園こどもログハウス	ログハウス	保土ヶ谷区川島町 825-1	始 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
瀬戸ヶ谷スポーツ会館	スポーツ会館	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町 71	始 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
峯小学校コミュニティハウス	コミュニティハウス	保土ヶ谷区峰岡町 1-10	始 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日
笹山小学校コミュニティハウス	コミュニティハウス	保土ヶ谷区上菅田町 1422	始 平成 7 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日
くぬぎ台小学校コミュニティハウス	コミュニティハウス	保土ヶ谷区川島町 1374	始 平成 17 年 5 月 15 日 至 平成 25 年 3 月 31 日
保土ヶ谷公会堂	公会堂	保土ヶ谷区星川 1-2-1	始 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
西谷地区センター	地区センター	保土ヶ谷区西谷町 918	始平成 24 年 12 月 15 日 至平成 29 年 3 月 31 日

1 団体の状況

(1) 団体の理念・基本方針等

(1) 団体の理念・基本方針等

当法人は、平成7年に任意団体としてスタートしましたが、平成23年6月15日、一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会として法人格を取得しました。団体の目的は「区民利用施設の管理運営事業並びに地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与すること」（定款第3条）であり、地域に密着した施設運営を行うために、「地域の特性を活かした館創り」を掲げ、次の経営方針で運営しています。

(ア) 区民の自主的活動の支援を通じて活力とふれあいのある地域コミュニティの醸成に寄与します

(イ) ニーズに応え、利用者満足度の向上に努めます

(ウ) 公正・公平、効率的かつ効果的な区民利用施設の管理運営を行います

(エ) 永続的に使命を果たすために、効率的で安定した経営を行います

当法人が区内全域の地区センターやコミュニティハウスなどの指定管理者であることのメリットは、保土ヶ谷区の全域のニーズを常に把握でき、地域的に欠かさざるをえないようなサービスを、他の地域の施設が補完することにより、保土ヶ谷区でのニーズを満たすことが可能になることであると考えます。

1 - (2) 公の施設等の管理実績

1 - (3) 団体の財務状況

(2) 公の施設等の管理実績

当協会は、特に地域に密着した運営に努め、地域コミュニティの醸成や住民の連帯意識の形成に貢献してきました。その結果、数多くの区民の皆様のご支持を得ることが出来、平成22年度末までに累計で725万人の皆様にご利用いただいております。現在10の公の施設を保土ヶ谷区にて管理運営している実績から、ほぼ区全域に亘って、区民のニーズを常に把握できていると自負しており、この利点は、今後の指定管理者施設の運営にも大いに発揮できると考えています。

管理運営する主な施設名	所在都道府市区名	業務開始年月	業務区分
ほどがや地区センター	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成7年4月	指定管理
初音が丘地区センター	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成7年4月	指定管理
桜ヶ丘コミュニティハウス	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成11年5月	指定管理
瀬戸ヶ谷スポーツ会館	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成7年4月	指定管理
川島町公園こどもログハウス	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成7年4月	指定管理
峯小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成7年4月	受託管理
笹山小学校コミュニティハウス	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成7年4月	受託管理
くぬぎ台小コミュニティハウス	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成17年5月	受託管理
保土ヶ谷公会堂	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成24年4月	指定管理
西谷地区センター	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	平成24年12月	指定管理

(3) 団体の財務状況

当法人の前身である保土ヶ谷区区民利用施設協会は、平成7年に区民利用施設の管理運営を行うことを目的に設立された任意団体であり、平成18年度から導入された指定管理者制度のもとでは、以前にも増して安定した経営を実現し、財政的にも強固な基盤を作り民間企業に伍していかなければならないと考えてまいりました。その姿勢は、法人化した現在も変わりません。

こうした観点から、一方で利用者サービスの向上を図るための様々な創意工夫を実践しながらも、他方で、支出に関しては、①複数の施設を管理しているスケールメリットを活かし、電気設備保守、消防設備保守、清掃等の業務委託の共同化によるコストの低減②備品、消耗品の共同購入によるコストの低減を図る等をはじめ、経費の削減に協会全体で取り組んできており、こうした取組みの成果として現時点では、約2,800万円の内部留保を蓄積することができています。

今後は、こうして蓄積された成果をより一層利用者サービスの向上のために有効活用していきたいと考えています。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

2 職員配置・育成

(1) 管理運営体制

(1) 管理運営体制

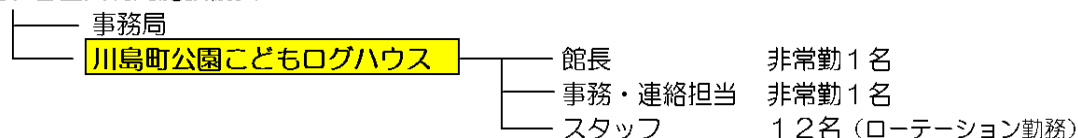
(ア) 勤務体制

こどもの遊びの場であるため、何よりも安全確保とこどもが楽しく遊べる場の提供が優先されるべきと考え、勤務体制として常時2名のスタッフを配置します。

2人のスタッフが常時勤務することにより、利用者の受付から始まりこどもの見守り、用具の点検、清掃等来館者が安全、快適に利用できるように細心の注意を払って業務を遂行するようにします。

組織体制は以下の通りです。

保土ヶ谷区民利用施設協会



①館長1名を配置します。館長は非常勤で協会事務局長が兼任します。

②事務・連絡担当者を1名配置します。担当者は非常勤で協会事務局員が兼任します。

③スタッフとのミーティングで、翌月の各自の予定等も勘案しながらローテーションを作成し、それに従って勤務します。各スタッフの突発的な事情による休暇については、他のスタッフと調整して代替勤務をしてもらうようにします。なお、2名のうち、1人は「リーダー」として勤務にあたります。

(イ) 開館・勤務時間

①開館時間

- ・開館時間 毎日午前9時から午後5時
- ・休館日 毎月第3月曜日（休日の場合は翌日）（年末年始は12月29日～翌年1月3日休館）

②勤務時間

午前勤務 午前9時～午後1時 午後勤務 午後1時～午後5時

(ウ) 採用条件

スタッフの採用は、ログハウスという特色を重視し、こどもと地域のニーズに適切に対応できるように、次の条件を満たす人を優先して、地域から公募採用します。

- ・音楽・工芸、幼児やこどもに関心のある人
- ・自主事業費に興味を持ち、提案できる人

また勤務評価を行い、次年度の雇用条件と契約更新に活かします。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

2 - (2) 職員研修・育成

(2) 職員研修・育成

ログハウスは「こどもが、自由に集い、遊びを通じて成長できる場」、「幼児と親のふれあいの場」、「青少年の健全育成を推進する場」であるため、スタッフには設置された趣旨に沿って様々な行動が求められると考えます。

- ①こども達が安全快適に遊ぶための助言や指導を行うこと
- ②こども達が興味を持てる自主事業を提案できること
- ③「ほっとなホスピタリティ」精神で来館者を迎えるために、いつも用具の点検や保全及び清潔な環境を維持すること

こうした行動がスムーズに採れることに資するために次の「年間研修計画」を作成・実行します。

①新規雇用者に対する採用時研修

業務を中心とした、個人情報保護を含めた研修を、新規雇用者に対して行います。

②人権研修

全職員が年1回、人権研修を受講し、「相手の立場に立って考える」を基本に利用者満足度の向上を目指しています。



【写真】研修で学んだことを活かし、来館するこどもたちの目線に合わせた対応を心がけています。

③救急救命研修

全職員が年1回、AEDの操作を含む救急救命研修を受講するようにします。

④個人情報保護の取扱いについての研修

個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく刑罰の内容及び民事上の責任等にかかわる職場研修を毎年1回実施します。また毎年全員から個人情報保護の誓約書を提出してもらいます。

⑤その他

毎月、館長、事務局職員、スタッフからなるミーティングで情報の共有や問題の解決を図ります。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

3 こどもログハウスの管理運営

(1) 管理運営方針

(1) 管理運営方針

こどもログハウスには、「こども同士の遊びを通じ、青少年の健全育成を育むことのできる場」という設置理念があります。乳幼児から中学生までのさまざまな年齢の子どもたちが常時集い、遊びを通して創造性や協調性を養うことができる公共の施設として、こどもが安全・安心に楽しく過ごせるように次のような基本方針で運営を行います。

- * 施設と用具の点検で安全・安心の確保と事故・災害等の緊急時への対応方法の確立
- * 楽しく快適にこどもや親子が過ごせるように清潔な維持管理
- * 対象を拡大した自主事業の企画と実施
- * 地域への協力

この4方針を具体的に実施することにより、こどもにとっては放課後に安心して過ごせ、友達との新しい遊びの発見の場所であり、親子が楽しく過ごせる場所とするよう、管理運営に努めていきます。

さらに事業評価として、毎年の業務報告書提出以外に、2年目（平成24年度）に横浜市の**第三者評価を受審**し、業務改善とサービスの質の向上等を図ります。

(ア) 施設と遊具の点検で安全・安心の確保と事故・災害等の緊急時への対応方法の確立

毎朝、館内外の建物・設備や遊具をチェックリストに基づき点検・確認します。
また事故や火災への対応マニュアル整備、研修や訓練を実施します。

(イ) 楽しく快適に子どもや親子が過ごせるように清潔な維持管理

毎朝掃除機による清掃はもちろん、全館の内部の乾拭き清掃を行う他に、トイレや汚れやすい所を常時点検・清掃します。
ます。

(ウ) 対象を拡大した自主事業の企画と実施

これまで、幼児～小学生を対象とする自主事業が中心でしたが、今後は、中学生も参加できるように内容を工夫して実施します。

(エ) 地域への協力

近隣小学校（川島小、上星川小、坂本小、くぬぎ台小、上菅田小など）や学童保育の課外活動の場としての利用をより一層積極的に受け入れます。また隣接する横浜市川島保育園の園児との交流も引き続き実施します。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

3 - (2) 事故防止・緊急時対応

(2) 事故防止・緊急時対応

川島町公園こどもログハウスでは、これまで幸い重大な事故や火事等の災害は起きていません。しかし乳幼児から中学生までのこどもが利用しますので、安心してご利用頂くために、「安全最優先」の方針から、事故や犯罪の防止と事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検・チェック表、マニュアルや定期的な訓練により、万全を期します。

(ア) 事故の防止

利用児童の安全管理は、常時スタッフが注意をはらうことと、毎日の建物や設備の点検を基本とし、さらにより安全確保のために次のように対応します。

1) 防犯について

開館時は、スタッフの1人は巡回を行うようにして、こどもの危険な行為、異常や不審者の存在を確認します。それ以外に、監視カメラ3台で床下迷路を見守ります。閉館時は館内を確認・施錠した後、機械警備を行います。

2) 防災について

ログハウスは施設の規模からは、消防法で定められた消防計画書の提出は義務づけられてはいません。しかし、不特定多数の人が出入りする点を考慮して、任意で届出をしています。また、年1回地元西谷消防署の協力を得て、利用者の理解を得ながら避難訓練を行います。

3) 日常点検と対応準備

館内外の建物や設備について毎日チェック表とマニュアルにより点検を行います。また滑り台ネットの正面、柱、手すりの突起などにはクッションをあてがい、こどもが衝突しても怪我をしないようにします。

4) 再発防止のための対応策

- 再発防止に向けて原因を究明し、対応策の実施、マニュアル・チェック表の改訂、記録保存を行います。また協会に報告すると共に、状況に応じて行政に報告します。
- 事故等があれば、ミーティングで全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を毎年行います。
- 事故が起きそうになった時には、ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、他の施設等の事例についても情報を収集し、事故発生防止に努めます。

(イ) 事故発生時の対応

1) 災害発生時の対応

地震・火災等の災害が発生した時には、マニュアルに基づいて落ち着いて行動します。まずは、利用者を避難誘導し、安全の確保を最優先させます。次に、消火器による初期消火並びに119番への通報をします。

2) 負傷者発生時の対応

負傷者が出た場合は応急手当をすると共に保護者に連絡をし、必要に応じて119番通報をするなど、マニュアルに従って行動します。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

3-(3) 地域ニーズ、利用者ニーズの把握と運営への反映

川島町公園こどもログハウスを設置理念や協定書に基づいて運営していく中で、地域や利用者の要望やニーズは時と共に変化していくことを踏まえながら、そうしたニーズを的確に把握していくことが重要であると考えます。

(ア) 地域及び利用者ニーズの把握方法について

私たちは、次のような方法で、地域ニーズや利用者ニーズを把握します。

- * 利用者からの意見を常時聞くようにします。
利用者には小学生が多いことから、難しい点もありますが、目線を合わせるなど話し易い雰囲気を作りながら聞いていきます。
- * 個別の自主事業や特定のテーマに関して、参加者や関係者にアンケートを実施します。
- * 来館者アンケートを毎年1回以上実施するほか、自主事業毎にもアンケートを実施して、次への改善の手がかりとします。またご意見箱で、ニーズを把握します。
- * 地域で活動する人々で構成されるログハウス委員会から運営に関する基本的な意見を集めます。

(イ) 運営への反映について

利用者の方から直接聞いた要望やご意見箱の声は次の手順で対応します。

- ①直ぐに対応可能な事項は、即時に対応し、対応者はその旨を日報に記載することとします（情報を共有する）。
- ②直ぐに対応できない事項についても、対応者は日報に記載し、直近のミーティングで議題とします。
- ③ミーティングでの結論については、館内に掲示します。
アンケートで示された要望やニーズについても、要望やニーズの内容、それに対する対応についても館内掲示をして明確にします。
また、苦情のあった場合も、上記と同様とします。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

3-(4) 施設・設備の維持管理

(4) 施設・設備の維持管理

(ア) 維持管理方針

こどもログハウスには、「こども同士の遊びを通じ、青少年の健全育成を育むことのできる場」という設置理念があります。乳幼児から中学生までの異年齢のこどもたちが常時集い、遊びを通して創造性や協調性を養うことができる公共の施設として、こどもが安全・安心に楽しく過ごせるように次のような基本方針で維持管理します。

*** 施設と用具の点検で安全・安心の確保と事故・災害等の緊急時への対応方法の確立**

*** 楽しく快適にこどもや親子が過ごせるように清潔な維持管理**

- 1) 施設と用具の点検で安全・安心の確保と事故・災害等の緊急時への対応方法の確立
毎朝、館内外の建物・設備や遊具をチェックリストに基づき点検・確認します。また事故や火災への対応マニュアル整備、研修や訓練を実施します。
- 2) 楽しく快適にこどもや親子が過ごせるように清潔な維持管理
毎朝掃除機による清掃はもちろん、全館の内部の乾拭き清掃を行う他に、トイレなど汚れやすい所を常時点検・清掃します。

チェック項目				
点検箇所	内容	有	無	場所・その他
屋根回り	・雨漏りはないか			
	・屋根が緑色に生えているか			
	・屋根の色が褪せていないか			
	・軒先にゴミの溜まりはないか			
	・苔の発生はないか			
壁回り	・壁の剥離から雨や塵が吹き込んでいないか			
	・丸太に腐食はないか			
	・丸太に、反り、割れ、ささくれなどはないか			
床回り	・床板に腐食はないか			
	・床板に、反り、割れ、ささくれなどはないか			
	・歩くとき異常な音がしないか			
	・建具回りの雨や塵が吹き込んでいないか			

No	点検箇所	注意事項	1	2	3	4	5	6	26	27	28	29	30	31	備考
1	地下通路	安全に通れるか													
2	身を隔すスペース	安全に通れるか													
3	こどもエレベーター	安全に通れるか													
4	回転滑り台	安全に滑れるか													
5	はん登棒	安全に登れるか													
6	竹登り棒	安全に登り降りできるか													
7	ネット階段	安全に登れるか													
8	張りネット	安全に通れるか													
9	バスケットゴール	取り付け部に異常はないか													
10	吊り橋	安全に通れるか													
11	板壁登り	安全に登り降りできるか													
12	丸太平均台	安全に通れるか													
13	ウッドステーション	安全に通れるか、欄が安全か													
14	ニューゲームボックス	ボルトの緩みはないか													

(イ) 横浜市川島町公園こどもログハウス管理計画

項目	業務	内容	実施	年回数	実施月
清掃等	清掃業務	日常清掃	職員	毎日	毎日
		床面定期清掃	委託等	12回	毎月
		窓ガラス清掃	委託	4回	5, 8, 11, 2月
	衛生管理	害虫駆除	委託	2回	8, 2月
建物等	機械警備点検	機械警備	委託	毎日	毎日
	消防設備点検	消火器等点検	委託	1回	4月

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

3-(5) 個人情報保護・情報公開への取り組み

(5) 個人情報保護・情報公開への取り組み

ア) 個人情報保護等の体制

当協会は「個人情報保護法」「横浜市個人情報の保護に関する条例」「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報の取扱いに慎重に対処し、個人の権利を侵害しないことを徹底します。具体的には次のような措置を実施します。

当協会は「個人情報保護方針」を制定しており、個人情報の厳正な取扱いの徹底をする旨を館内に掲示し、利用者に表明します。

・「個人情報保護マニュアル」を作成し、館長を個人情報保護責任者として、職員に個人情報保護の厳正な取扱いを徹底させます。

年に一度、職員やスタッフに対し研修を実施し、業務上必要な情報管理として受付表、掲示物や広報誌等の肖像や氏名、肩書等にも配慮した個人情報取扱特記事項の遵守、利用・取得に関するルールや適正・安全な管理、第三者提供に関するルール、開示や利用停止請求ルール、罰則等について確認します。

職員全員に対し、個別に個人情報保護に関する誓約書を毎年取ります。

受付表については、取扱いに注意し、保管は鍵のついた書庫で行い、1年間経過したものは、月ごとにシュレッダーにかけて廃棄します。

個人情報の保護に関して疑念及び問題が生じたときには区と相談します。区の指示に従って対応し、緊急に事実関係を調査後、区に報告し、適切な改善を進めます。

イ) 情報公開

横浜市の「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、個人情報や業務のノウハウにかかわる一部の情報を除いて、施設の管理運営にかかわる情報は原則として公開します。また情報公開に応じることを周知するため、掲示板等を用いて告知します。

管理運営に関する情報として公表する情報には次のようなものがあります。

- ・毎年度の事業計画書・事業報告書を公表します。
- ・指定管理者の名称や指定期間・概要等について施設内の掲示板やホームページなどで周知します
- ・利用者アンケートの結果について、掲示板やホームページで公表します。
- ・利用者からの苦情や要望および対応方法を掲示板で公表します。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

4 事業の企画・実施

(1) 利用者サービス向上にむけた取り組み

(1) 利用者サービス向上にむけた取り組み

こどもログハウスは、「自由に集い、遊びを通じて成長することができる場」として設置されていることから、館を運営するに当たっては次の視点から、サービスを提供していくことが重要であると考えます。

- ① 安全・安心で遊べ、建物、設備、用具等が清潔に維持管理されていること
- ② 青少年の健全育成の視点に立脚する職員の対応が求められていること
- ③ こどもの興味や関心を喚起する自主事業を展開していくこと

(ア) 建物、設備、用具等の清潔な維持管理

施設や遊具の周到的な点検により、安全・安心に万全を期すことは勿論のこと、特に、こどもが遊ぶ場という点を考えれば、清潔に保つことも重要です。

(イ) 青少年の健全育成の視点に立脚する職員の対応

こどもは、遊びを通じて社会のルールや他人と協調しながら行動することの重要性を学んでいく側面があります。このとき、現場のスタッフはまさに、そのルールや協調することをタイムリーに教えていくことも大切な役目として負っていると考えます。これは、ログハウスが公の施設であり、民間の娯楽施設と同一ではない点を考慮すれば、当然のことと考えます。

スタッフ1人1人が、ログハウスで遊ぶこどもの健全な成長をわが子の場合と同様に心底から願って業務にあたることが重要であると考えます。

(ウ) 興味を喚起する自主事業の展開

こどもは、遊びを通じて自分の得意なもの、好きなこと等色々な発見をし、知識を身につけていきますが、まだ無限の潜在的可能性を秘めているといわれます。その潜在的可能性を引き出す契機の一助として、こども達の興味や関心を喚起できる自主事業を企画・実施し、こども達の創造性や感性に刺激を与え成長を促すことを狙いとします。



H24年4月実施自主事業
「まどにお絵かき」の様子

ログハウスの大きな窓ガラスにこども達が伸び伸びと絵をかく、ログハウスで人気の自主事業です。



H23年5月実施自主事業
「親子リトミック教室」の様子

H22年度に年1回でスタートした企画ですが、毎回好評のため、年々回数を増やし、H25年度は年5回実施します。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

4-(2) 施設の利用促進に向けた取り組み

(2) 施設の利用促進に向けた取り組み

設置理念を実現し、利用の促進を図るためには、次の点が重要であると考えます。

①利用者サービスの向上

前記4-(1)「利用者サービス向上に向けた取り組み」で述べた通りです。

②広報の充実

職員自らホームページの更新を行い、自主事業の情報をタイムリーに紹介します。自治会の掲示板にログハウス便り（アドベンチャー通信）を掲示してもらい、地域住民の方々にも周知します。その他、保土ケ谷区の広報誌や横浜カレンダーも積極的に活用します。

ログハウス便り

(アドベンチャー通信)

年に4回(4、7、10、1月)発行し、川島東部連合町内会、川島小学校、西谷地区センター等に配布し、ログハウスの楽しい自主事業をより多くの子ども達にお知らせします。

③自主事業の充実

こどもログハウスが企画・実施する自主事業の目的は、乳幼児から中学生まで異年齢の子どもたちが集い、遊びを通して創造性や協調性を養うことにあると考えます。こうした考え方を基に、次のような特色を持たせます。

(ア) 子どもたちが、積極的に事業に参加できるように興味や楽しさを味わえる事業とする。

主人公は子どもであり、こどもの視点に立った事業を計画し、仲間と楽しく遊ぶ機会とします。

予定事業：「まどにおえかき」「プレイデー」「放課後お楽しみタイム」

(イ) 子どもたちの感性を磨き、創造性を伸ばす事業とする。

学校や家庭では体験しにくい事業を企画することで、子どもたちの感性を磨き創造性を伸ばす機会とします。

予定事業：「カブト虫飼育教室」「夏休み工作教室」「夏休みサイエンスショー」

(ウ) 親子のふれあいを深める事業とする。

乳幼児とその親と一緒に遊ぶことで親子のふれあいを深める機会とします。

予定事業：「おはなし会」「かむがもキッズタイム」「親子リトミック教室」

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

4 - (3) 関係機関・地域と連携した取り組み

(3) 関係機関・地域と連携した取り組み

こどもログハウスは、立地的には交通の利便性の良い所にあるわけでもなく、また、施設の面積も決して広いとは言えません。

しかし、「こども」に特化し、その健全な成長を推進するために設置された数少ない公の施設です。こうした意味では、地域にとってもログハウスが貴重な財産であり、地域全体で暖かく見守り、育てるといった意識が地域の人々の間に浸透していくことを目指すべきであると考えます。

このためにも、ログハウスも積極的に地域との交流・連携を図り、確たる地域の一員であることを示していく必要があると考えます。

- (1) 隣接する川島保育園と引き続き交流を深め、保育園児の園外活動を受け入れます。
- (2) 上星川町内会を拠点に活動しているこどもフラダンス教室の発表会場として、平成22年6月に初めて利用させていただいて以来、来館者の評判が良いため、毎年継続しています。
- (3) 川島公園少年野球場で練習する地域スポーツ団体の昼食時などの休憩場所として、ベランダや洗面所を利用してもらっています。
- (4) 近隣の小学校（川島小、上星川小、坂本小、くぬぎ台小、上菅田小）や中学校（西谷中、保土ケ中、上菅田中）の児童・生徒により多く利用してもらえるように、自主事業の工夫をはじめ、来館しやすい雰囲気づくりをしています。
- (5) 西谷中学校2年生を対象とした「職業体験」の場として、平成23年度から毎年2名の生徒を受け入れています。



フラダンススクール（上星川）の発表会の様子

小学生～中学生 13名の児童・生徒がログハウスで日頃の練習成果を発表しました。



西谷中学校2年生「職業体験」の様子

実際に仕事を体験してもらうことで、今後の進路を考える一助になればと、体験場所として当ログハウスを提供しました。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。

5 収支計画及び指定管理料

(1) 収支計画の適正性

(2) 運営費の効率性

※ 管理経費の提案及び収支予算については、様式2に記載すること

(1) 収支計画の適正性

収支については、横浜市から支払われる当該年度の指定管理料によって当該年度の支出を賅うことを基本に置いて館を運営していきます。

まず、収入については、指定管理料のほかに、行政財産の目的外使用許可手続きを経て設置する自動販売機の手数料収入があり、その割合としては5%程度ですが（平成19～23年度決算）協会にとって貴重な財源となっています。

支出については、施設の運営に直接関わる人件費、管理費が全体の80%以上を占めるのは、施設の管理運営を業務とする以上必然的であると考えます。

人件費の関係では、現場のスタッフは常時2名を配置していますが、こどもが安全・安心して遊ぶ場としては必要最低限の要員と考えます。

管理費の関係では、機械警備を採用していますが、協会が管理する他の施設と業務委託の共同化によって経費の削減を実現してきています。

設備等の修繕については、指定管理者側の負担分は、修繕箇所、危険度の多少等を勘案しながら可及的迅速に対応することとしています。

(2) 運営費の効率性

運営効率を高めるには、経費の削減のための次のように様々な取り組みを行います。

- ①管理費の機械警備について、業務委託の共同化によって経費の削減を図っています。
- ②事務費の備品、消耗品等についても共同購入することによって経費の削減を図っていきます。
- ③床、窓ガラス清掃、害虫駆除等についても業務委託の共同化を行っています。

当協会としては、こうして実現した経費削減の成果を、サービスの向上や設備改善に充当しながら利用者満足度の向上を図ります。

※ A4版1枚でまとめるよう、お願いいたします。